

建設業等における熱中症予防指導員研修

1 教育の目的

厚生労働省の平成 22 年 7 月 27 日付け、基安労発 0727 第 2 号通達及び平成 21 年 6 月 19 日付け、基発第 0619001 号通達の中で、熱中症予防のための労働衛生教育をすることが求められています。また、あらためて厚生労働省より平成 28 年 2 月 29 日付け、基安発第 0229 第 1 号通達によりカリキュラムが示されたことから同通達に基づいた内容により教育を実施するもの。

2 受講対象

建設企業等において熱中症予防のための指導・教育を行う者。
(衛生管理者、労働衛生コンサルタント、店社スタッフ、施工管理者及び職長・安全衛生責任者等で熱中症予防のための指導・教育を行う者。)

3 科目及び時間（休憩時間は 1 時間毎に 5 分間）

科 目	時 間	時 間 割
熱中症の原因と症状に関する知識 暑熱環境の測定と評価	0.5	8 : 5 0 ~ 9 : 2 0
熱中症予防対策に関する知識	1.5	9 : 2 0 ~ 1 0 : 5 5
熱中症予防用品の取扱い方法等	0.5	1 1 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0
熱中症発生時の救急措置に関する知識	0.25	1 1 : 3 0 ~ 1 1 : 4 5
災 害 事 例	0.25	1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 0 0
関 係 法 令 等	0.5	1 2 : 0 5 ~ 1 2 : 3 5

4 受講料（テキスト代 1,570 円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
6, 2 9 0 円	7, 2 9 0 円

注 会員はテキスト代の支部補助金 1,000 円を差し引いた受講料になります。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 受講当日の携行品等

受講票・筆記用具・マスク

7 実施日・会場

実施日 令和 3 年 4 月 30 日(午前)

会 場 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563